主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人長谷川幸雄の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、憲法一九条違反をいう点は、記録上、被告人をその思想の故に重く処罰したとは認められないから、所論はその前提を欠き、その余は事実誤認の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年四月一日

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官